

平成 29 年 第 2 回臨時会

岩見沢市教育委員会会議録

平成 29 年 3 月 24 日 開会

平成 29 年 3 月 24 日 閉会

岩見沢市教育委員会

平成29年 第2回臨時会
岩見沢市教育委員会会議録
(平成29年3月24日)

○本委員会に付議した議件

- 1 議案第10号 岩見沢市立学校の学校運営協議会に関する規則の設定について
 - 2 議案第11号 岩見沢市立学校管理規則等の一部改正等について
 - 3 議案第12号 岩見沢市立栗沢認定こども園条例施行規則の設定について
 - 4 議案第13号 岩見沢市立ふれあい子どもセンター条例施行規則等の一部改正について
 - 5 議案第14号 岩見沢市延長保育事業実施要綱の一部改正について
 - 6 議案第15号 岩見沢市子育て支援夜間養護等事業実施要綱の設定について
 - 7 議案第16号 岩見沢市一時預かり事業（幼稚園型）実施要綱の一部改正について
 - 8 議案第17号 岩見沢市子育て短期支援事業実施要綱の一部改正について
- その他

○本委員会に出席した者

教 育 長	三 角 光 三
委 員	武 藏 輝 彦
委 員	秋 山 信 也
委 員	渡 邊 律 子
委 員	杉 野 幹 夫
教 育 部 長	山 下 修
子育て支援推進担当次長	鈴 木 栄 基
学 校 教 育 課 長	加 藤 信 浩
子 ども 課 長	所 美 穂 子
事務局学校教育課総務係長	武 田 弘 毅
事務局学校教育課総務係	井 上 敬 太

午後4時30分 開会

○三角教育長 ただ今から、平成29年第2回教育委員会臨時会を開催いたします。

本日の署名委員につきましては、渡邊委員さんをお願いいたします。

初めに、議案に対する提案理由について、説明を求めます。

○山下教育部長 議案第10号 岩見沢市立学校の学校運営協議会に関する規則の設定について。

保護者や地域住民が学校運営に参画するいわゆるコミュニティ・スクールの運営に関する協議機関としての「学校運営協議会」について、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第11号 岩見沢市立学校管理規則等の一部改正等について。

職員の赴任旅費の支給方法に関する変更、並びにすみれ幼稚園及び豊正保育所の廃止に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第12号 岩見沢市立栗沢認定こども園条例施行規則の設定について。

岩見沢市立栗沢認定こども園条例の施行にあたり、所要の規定の整備を行うことについて、ご意見を伺うものであります。

議案第13号 岩見沢市立ふれあい子どもセンター条例施行規則等の一部改正について。

平成29年度から国及び北海道が実施する保育料無償化及び保育単価（公定価格）の改正並びに、平成29年4月1日施行の改正児童福祉法に伴う保育料（利用者負担額）基準額表に係る規定の整備、その他所要の規定の整備を行うことについて、ご意見を伺うものであります。

議案第14号 岩見沢市延長保育事業実施要綱の一部改正について。

岩見沢市立栗沢認定こども園の設置に伴い、公立保育所等に係る延長保育の時間等について、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第15号 岩見沢市子育て支援夜間養護等事業実施要綱の設定について。

平日の夜間又は休日に、家庭において子どもの養育が困難となった場合に、児童養護施設等で行う子育て支援夜間養護等事業について、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第16号 岩見沢市一時預かり事業（幼稚園型）実施要綱の一部改正について。

岩見沢市立栗沢認定こども園の設置に伴い、一時預かり事業（幼稚園型）の実施について、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第17号 岩見沢市子育て短期支援事業実施要綱の一部改正について。

児童福祉法の改正により、里親の定義が変更になったことに伴い、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

以上であります。

○三角教育長 それでは日程番号1、議案第10号 岩見沢市立学校の学校運営協議会に

関する規則の設定について を審議いたします。説明をお願いします。

○加藤学校教育課長 議案第10号 岩見沢市立学校の学校運営協議会に関する規則の設定についてご説明いたします。

お手元に配布いたしました、A3版カラーの資料をご覧ください。これは平成28年7月に、文部科学省が出しました、学校運営協議会設置の手引きを抜粋したもので、コミュニティ・スクール、学校運営協議会制度について説明したものでございます。これによりますと、子供や学校の抱える課題の解決、未来を担う子供たちの豊かな成長のためには、社会総がかりでの教育の実現が不可欠です。地域でどのような子供たちを育てるのか、なにを実現していくのかという目標やビジョンを、地域住民等と共有し、地域と一体となって子供たちと育む「地域とともにある学校」へと転換していくことを目指して取り組む必要があります、コミュニティ・スクールは「地域とともにある学校づくり」に有効なツールであるとしております。そこで、コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置している学校を示し、その学校を教育委員会が指定する必要があるとございます。

学校運営協議会が審議し、承認を行う事項などは、左下の半分に図式等で掲載をされておりますので、ご覧いただくことで説明は割愛させていただきますけれども、この基本的な規定を定める必要があるため、今回、岩見沢市立学校の学校運営協議会に関する規則を定めるものでございます。なお、文部科学省が、手引きで示しております一般的規則に必要な項目の例が右側に掲載されております。また合わせて、全国の自治体の規則を参考にした学校運営協議会の規則の例につきましても手引きの中にございましたので、裏面に抜粋をしているところでございます。

これらを参酌いたしまして、必要な規定を設定いたしたく今回提案するものでございます。なお、議案の条ごとの説明は割愛させていただきます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○三角教育長 ただ今、議案第10号について説明がございました。委員の皆様からご質問ご意見等がございましたらお願いいたします。

○武蔵委員 まず、規則を設定すること自体については問題ないと思いますが、これからのコミュニティ・スクールと学校運営協議会の在り方を見据え、教育長はどうお考えですか。

○三角教育長 私の考えとしては、学校、岩見沢市において学校運営協議会をすぐ設置するというのは可能だと思います。ただし、岩見沢にとってどういう形が必要か考えたときに、学校毎で学校運営協議会を作るのではなく、小中連携のブロックで分け、中学校単位の運営協議会を作ることがベストだと思っています。つまり、中学校ブロックで運営協議会を設置し、ブロック単位で小学校、中学校の9年間子どもたちの支援、学校の支援を考えられるような学校運営協議会の設置を考えています。

○武蔵委員 あともう1点。第3条で教育委員会は協議会を置く学校を指定することができると思いますが、この手続きについては、委員会会議で諮り決定するのか、教育

長に委任している事項の中に含まれて教育長の判断で行うのか、どのように捉えたらよろしいでしょうか。

○加藤学校教育課長 ただ今の武蔵委員のご指摘について、指定の決定は定めておりません。つきましては、教育長への委任事項に入れるかどうか、今後事務局でも詰め、各委員へ報告したいと思います。ただ、第3条第2項で、保護者及び地域住民の意向を踏まえということがございます。今回、先例をきっている光陵中学校につきましては、1年間準備委員会を設置しながら、地域の方々、PTAの方々も踏まえて、協議をしてきたところでございます。地域住民の意向を踏まえているという理解をさせてもらったということで、指定してまいりたいと思っておりますが、その手続きについては、教育委員会会議でご協議いただくか、教育長が決定し、報告するかどうかについては、検討させていただきたいと思っております。

○三角教育長 今回の回答でよろしいですか。

○武蔵委員 はい。学校運営協議会の設置に向けて前向きに準備を進め、スタートした後も邁進してくれることは結構ですが、従来から地域と保護者が密接な取り組みをしている校区もあり、この法に沿って推し進めるのがいいのか判断が難しいこともあると思います。規則を作っておくということについては問題ありませんが、指定の決定方法についてはご配慮をいただければと思います。

○三角教育長 ほかにございませんか。それでは、この件についてご異議がなければ、このようなことで決定をさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 それでは議案第10号につきましては、原案のとおり決定いたします。

続いて日程番号2、議案第11号 岩見沢市立学校管理規則等の一部改正等についてを審議いたします。説明をお願いいたします。

○加藤学校教育課長 議案第11号 岩見沢市立学校管理規則等の一部改正等についてご説明をいたします。

本議案につきましては、岩見沢市立学校管理規則の一部改正、ほか3件の規則の一部改正及び岩見沢市立幼稚園園則の廃止がございまして、ほとんどが子ども課の所管する案件ではございますが、岩見沢市立学校管理規則の一部改正の中の一部に学校教育課が所管している規定がございまして、先に私からその部分を説明させていただきまして、その後は子ども課長に説明員を交替し、説明をさせていただきます。

岩見沢市立学校管理規則の一部改正でございますけれども、第1条中の第20条第1項中、「辞令」を「発令のとき」に、第21条第1項中、「退職転任の辞令を受けたとき」を「転任・休職・退職等の場合に」に改めるものでございます。これは本年2月28日付で、北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則が公布・施行されたことによるもので、内容は、学校職員の人事異動について発令の通知により行うこととするため、事務引き継ぎ及び赴任に関する規制について所要の改定を行うものでございます。

○所子ども課長 子ども課所管分についてご説明いたします。

北村豊正保育所及びすみれ幼稚園の閉園に伴う規定の整備でございます。豊正保育所については、項目の削除が1件です。岩見沢市教育委員会事務局の組織に関する規則にあります、事務分掌に係る規定から豊正保育所を削除いたします。

すみれ幼稚園については、項目の削除が3件です。初めに、岩見沢市立学校管理規則の学則に係る規定からすみれ幼稚園園則を削除いたします。次に岩見沢市教育委員会公印規則からすみれ幼稚園公印に係る規定を削除。次に岩見沢市就園特例奨励金支給規則の対象外施設からすみれ幼稚園を削除いたします。

今回すみれ幼稚園が閉園することにより、本市においては公立幼稚園がなくなることから、岩見沢市立幼稚園園則を廃止いたします。

施行期日は4月1日です。

説明は以上でございます。

○三角教育長 ただ今、議案第11号について説明がございました。委員の皆様からご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」という声あり)

○三角教育長 それでは、この件についてご異議がなければ、このような形で決定をさせていただいてもよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 それでは、議案第11号につきましては、原案のとおり決定いたします。

続いて日程番号3、議案第12号 岩見沢市立栗沢認定こども園条例施行規則の設定について を審議いたします。説明をお願いいたします

○所子ども課長 それでは、議案第12号について、ご説明いたします。

本規則は、栗沢認定こども園条例の施行に伴い、規定の整備を行うものでございます。

内容は、規則の趣旨、入所定員、保育時間、保育の利用に関する規則の準用規定、保育料の納付、その他必要な事項に関する補則の6項目となっております。

認定こども園の保育料は、幼稚園部分の利用者は子ども・子育て支援新制度幼稚園の保育料基準額表、保育所部分の利用者は認可保育所の保育料基準額表を元に徴収いたしますが、今年度は、平成28年度から実施した保育料見直しに伴う経過措置期間中ですので、経過措置に関する規定も合わせて行います。

施行期日は4月1日となります。

説明は以上でございます。

○三角教育長 ただ今、議案第12号について説明がございました。委員の皆様からご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

○武蔵委員 1点良いですか。入所定員の保育の種類欄に短時間保育と長時間保育とありますが、教育認定こどもと保育認定こどもとの関連性の記載がありませんので、説明をお願いします。短時間保育が教育認定こどもということでしょうか。

○所子ども課長 こちらの施行規則については、他市の例も参考に記載しているんですが、委員のご指摘のとおり、短時間保育は教育、長時間保育が保育ということになってございます。これについては、こども園条例に基づくものであり、他市の例を参考に、法制のチェックを受けた上で出しておりますので、この項目でなにかうまくいかなくなることがあるというようなことは想定されないと考えております。

○武蔵委員 この規則とは関係ありませんが、募集の際、短時間保育は従来の幼稚園型のような範囲になりますか。

○所子ども課長 募集のときは、正確に言いますと1号認定2号認定といったものがありますが、そういう言葉を使っても、利用者の方になかなか伝わらないので、幼稚園枠とか保育園枠とか、そういった言葉を使って募集することになると思います。

○武蔵委員 はい、わかりました。

○三角教育長 そのほうがわかりやすいですね。ほかにございますか。

○秋山委員 一応、定員は15名、45名となっていますが、人数に変動が出た際、定員で抑えているのか、ある程度拡充して受け入れているのかを教えてください。

○所子ども課長 概ね、定員の1.2倍程度までは受け入れ可能と国から指導されておりますので、1.2倍以内で受け入れをしていくという考えでございます。

○三角教育長 ほかにございますか。それではこの件について、ご異議がなければこのようなことで決定をさせていただいてもよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 それでは、議案第12号につきましては、原案のとおり決定いたします。

続いて日程番号4、議案第13号 岩見沢市立ふれあい子どもセンター条例施行規則等の一部改正について を審議いたします。説明をお願いいたします。

○所子ども課長 議案第13号についてご説明申し上げます。

この議案は、国が実施する保育料無償化策、北海道が実施する保育料無償化策、国の保育単価の改定、児童福祉法の改定の4点を主な背景に、あわせて北村豊正保育所の廃止等に伴う所要の規定の整備を行うものであり、共通する項目をもつ5つの規則を改正するものです。改正が複数の規則にわたるため、改正の内容と関係する規則を表にした資料をお配りしておりますので、ご覧ください。

青い枠の縦が改正の背景となります。1番から5番まで。横の青い枠が関係する規則の名称を書いております。

まず1番、国が実施する無償化策に係る規定整備については、ふれあい子どもセンター条例施行規則ほか4つの規則が該当いたします。2番の北海道が実施する無償化策に係る規定の整備、3番の保育単価改定に係る整備、4番の児童福祉法の改正に係る規定の整備については、ふれあい子どもセンター条例施行規則ほか3つの規則が該当いたします。

そのほか、所要の規定の整備としては、国からの通知を根拠として、保育所に入所できなかった場合の通知書の名称、これを不承諾通知書から保留通知書に改めるため、2つの

規則を改正するほか、へき地保育所条例施行規則から豊正保育所を削除いたします。

詳しい改正の内容については、資料のとおりでございますので、読み上げは割愛させていただきます。

施行期日は4月1日となります。

説明は以上でございます。

○三角教育長 ただ今、議案第13号について説明がございました。委員の皆様からご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」という声あり)

○三角教育長 それでは、この件についてご異議がなければ、このようなことで決定をさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 では議案第13号につきましては、原案のとおり決定いたします。

続いて日程番号5、議案第14号 岩見沢市延長保育事業実施要綱の一部改正についてを審議いたします。説明をお願いいたします。

○所子ども課長 議案第14号について、ご説明いたします。

この要綱は、市が設置する認可保育所における延長保育の実施について定めたもので、これまではふれあい子どもセンターだけが対象となっていました。このたび栗沢認定こども園が開園するにあたり、この要綱の対象となる施設として、認定こども園の保育所枠が加わりますことから、対象となる施設を保育所から保育所等に改めると共に事業を実施する保育所等を栗沢認定こども園とふれあい子どもセンターの2か所と規定し、それぞれの延長保育時間を定めるものでございます。

なお認定こども園の幼稚園枠につきましては、議案第16号でご説明をいたします。

説明は以上でございます。

○三角教育長 ただ今、議案第14号について説明がございました。委員の皆様からご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」という声あり)

○三角教育長 それでは、この件についてご異議がなければ、このようなことで決定をさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 それでは議案第14号につきましては、原案のとおり決定いたします。

続いて日程番号6、議案第15号 岩見沢市子育て支援夜間養護等事業実施要綱の設定についてを審議いたします。説明をお願いいたします。

○所子ども課長 議案第15号の説明をさせていただきます。

平成29年度新規事業として取り組みます、児童の夜間預かりトワイライトステイの実施について、必要な事項を定めるものでございます。

児童を預かるのは、児童養護施設または里親となっています。預かり時間は、平日が午

後5時から午後10時まで、日曜祝日が午前8時から午後10時までであり、利用料は生活保護世帯等が無料、市民税非課税世帯等が平日300円、日曜祝日350円、その他の世帯が平日750円、日曜祝日1,350円となっています。

施行期日は4月1日となります。

説明は以上でございます。

○三角教育長 ただ今、議案第15号について説明がございました。委員の皆様からご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

○武蔵委員 委託料について、利用区分によって差が生じる理由を教えてください。

○所子ども課長 委託料は別表第1に、利用料は別表第2に定めていますが、委託料については、国の補助基準額を参考に、他市の例と同等であると判断して、他市の例にならって、国の補助基準額どおりに定めています。

○武蔵委員 委託する側もされる側も公的機関だから、国の基準額どおりでいいということですね。

○所子ども課長 そうですね。対象が児童養護施設と里親に限っていますので問題ないと思います。

○武蔵委員 わかりました。

○三角教育長 ほかになにかございますか。

(「ありません」という声あり)

○三角教育長 それでは、この件についてご異議がなければ、このようなことで決定をさせていただきますのでよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 それでは議案第15号につきましては、原案のとおり決定いたします。

続いて日程番号7、議案第16号 岩見沢市一時預かり事業（幼稚園型）実施要綱の一部改正について を審議いたします。説明をお願いいたします。

○所子ども課長 議案第16号についてご説明いたします。

先ほど議案第14号の説明の中でも触れましたが、子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園が行う一時預かり事業については、本要綱を根拠として実施しておりますが、認定こども園の幼稚園枠もこの要綱に基づいて事業を実施することとなることから、第3条の利用定員に、栗沢認定こども園の幼稚園枠15名を追加するなど、必要な規定の整備を行うものであります。

説明は以上でございます。

○三角教育長 ただ今、議案第16号について説明がございました。委員の皆様からご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」という声あり)

○三角教育長 それでは、この件についてご異議がなければ、このようなことで決定をさせていただきますのでよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 それでは、議案第16号につきましては、原案のとおり決定いたします。

続いて日程番号8、議案第17号 岩見沢市子育て短期支援事業実施要綱の一部改正について を審議いたします。説明をお願いいたします。

○所子ども課長 議案第17号についてご説明いたします。

子育て短期支援事業とは、宿泊を伴う預かり事業、ショートステイのことをさします。児童の預かり先は、児童養護施設または里親となっておりますが、児童福祉法の改正により、里親の定義が第6条の4第1項から6条の4に変更となったことから、当該部分を改正するものでございます。

説明は以上でございます。

○三角教育長 ただ今、議案第17号について説明がございました。委員の皆様から質問ご意見等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」という声あり)

○三角教育長 それでは、この件についてご異議がなければ、このようなことで決定をさせていただきます。よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 それでは議案第17号につきましては、原案のとおり決定いたします。

続きまして、その他に移ります。委員の皆様からなにかございませんか。

(「ありません」という声あり)

○三角教育長 特にほかになければ、事務局からなにかありませんか。

(「ありません」という声あり)

○三角教育長 ほかになければ、以上をもちまして第2回教育委員会臨時会を終了させていただきます。

ご苦勞様でした。

午後5時01分 閉会

岩見沢市教育委員会会議規則第15条の規定により、ここに署名する。

署名委員